

平成23年第4回定例会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成23年12月15日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室



# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時

平成23年12月15日（木曜日） 午前10時00分～午後0時02分

---

会 場

大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（7人）

2番 佐藤文子	10番 富岡喜芳	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英	22番 本間輝男	25番 橋村誠
30番 鎌田正		

---

欠席委員（0人）

---

説明のため出席した者

総務部長：老松 博行	市民部長：元吉 峯夫	議会事務局長：佐々木 誠治
次長兼総務課長：進藤 雅彦	会計管理者：柴田 敬史	神岡支所長：鈴木 直樹
西仙北支所長：今野 幸宏	中仙支所長：皆川 貢	協和支所長：武田 春樹
南外支所長：伊藤 芳広	仙北支所長：佐々木ジョージ	太田支所長：草薨 均
秘書課長：伊藤 敏夫	財政課長：佐藤 芳彦	契約検査課長：久保江 信晴
税務課長：佐藤 哲男	管財課長：舩屋 博之	総合防災課長：郡山 茂樹
選挙管理委員会事務局長：菅原 正悦	監査委員事務局長：佐藤 智弘	
環境交通安全課長：平 寛二	市民課長：佐々木 恭子	
国保年金課長：小野地 淳司	消費生活相談室長：西村とも子	

---

議会事務局職員出席者

参事 竹内 徳 幸

---

## 審議案件

- 第1 議案第224号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第2 議案第225号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第3 議案第226号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第4 議案第232号 大仙市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
  - 第5 議案第240号 平成23年度大仙市一般会計補正予算(第11号)
  - 第6 議案第241号 平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
  - 第7 陳情第34号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関することについて
  - 第8 陳情第36号 「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求めることについて
  - 第9 陳情第37号 原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求めることについて
  - 第10 陳情第42号 年金受給資格期間を10年に短縮することを求めることについて
  - 第11 陳情第43号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求めることについて
-

午前 10 時 00 分 開会

○委員長（渡邊秀俊） ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の本会議において、当委員会に付託されました事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますが、ご承知のとおり、10月1日から議会基本条例が施行され、自由に委員会の傍聴が出来ることに加え、委員会での発言は、議事録としてホームページに掲載されることとなります。つきましては、発言内容、及び提出資料等、誤りのないよう、よろしく願いいたします。なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

はじめに、元吉市民部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○市民部長（元吉峯夫） おはようございます。常任委員会のご審議に際しまして、格別のご配慮を頂きまして厚く御礼を申し上げます。本日の総務民生常任委員会でご審議をいただきます市民部所管の議案は、新たに委嘱いたします消費生活相談員の報酬に係わる条例改正、それから一般及び退職者被保険者の保険給付費等の補正を内容とする平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算の2件でございます。また、第9次大仙市交通安全計画につきましてご報告させていただきたいと存じます。詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

---

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。それでは、これより審査いたします。

なお、説明は座ったままで結構です。

はじめに、議案第226号、「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。西村消費生活相談室長。

○消費生活相談室長（西村とも子） 資料 No.1 の議案書の7ページと8ページをご覧ください。議案第226号大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。お手元に資料をお配りしてございますのでご覧ください。本年度、消費生活相談室の設置に伴い、従来の消費生活相談所と消費者モニター制度が廃止され、新たな、制度として消費生活推進員を設置するもので、消費者被害を未然に防ぎ、市民の安全で快適な消費生活の実現を目指すことを目的としております。消費生活推進員の定数は、公募による方も含めまして



ました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第241号、「平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。

小野地国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 議案第241号、平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明いたします。補正予算書の21ページをお開き願います。今回の補正でございますが、事業勘定は、一般被保険者の保険給付費が、当初見込みより一人当たりの療養給付費が減となることを見込まれることから、減額補正をお願いするものであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6千9百9万2千円を減額し、補正後の予算総額を104億3百12万5千円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、28ページをお開き願います。

初めに歳入ですが、3款 国庫支出金9千8百53万5千円の減額補正につきましては、一般被保険者療養給付費の減額見込みに伴う減額補正であり、1項1目1節 療養給付費等負担金が5千6百29万2千円の減額、2項1目1節 財政調整交付金が4千2百24万3千円の減額補正とするものであります。次の、4款療養給付費交付金1億6百36万5千円の補正につきましては、退職被保険者の増加により、療養給付費及び高額療養費が増額見込みであることから、支払基金からの歳入増額分の補正でございます。6款県支出金1項2目都道府県財政調整交付金1千2百32万9千円の減額につきましても、一般被保険者療養給付費の減によるものであります。9款繰入金1項1目 財政調整基金繰入金につきましては、8千2百万円の減額であります。次のページ10款繰越金の補正につきましては、22年度からの繰越金全額を計上するため、1千7百40万7千円を補正計上したものであります。

次に30ページ、歳出についてご説明いたします。2款1項1目50事業一般被保険者療養給付費は当初予算では、前年度決算の一人当たりの医療費を3.59%の伸び率を見込んで計上していましたが、2月診療から8月診療分の上半期の医療費については、前年並みで推移していることから、最終的には一人当たりの伸び率を1.84%とし、1億7千6百13万3千円の減額補正をお願いするものであります。同じく2項1目50事業、退職被保険者等療養給付費7千9百43万2千円の補正については、当初退職

被保険者数の年度平均被保険者数を2,133人と見込んでいましたが、見込みより150人ほど増加していることや、入院等による医療費の増加が上半期において大きいことから、不足額の補正をお願いするものであります。5項1目50事業 退職被保険者等高額療養費についても、不足が見込まれることから2千4百万円の補正をお願いするものであります。次のページの、10款1項1目90事業 保険税還付金については、3百60万9千円の補正であります。住民税修正申告による税額更正及び資格の遡及異動により、還付金に不足が生ずるための補正であります。以上事業勘定でございますが、よろしく申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 国保関係、事業勘定云々いいんだけど、納付率は去年より上がっているしか、下がってるしか、税の方で。

○委員長（渡邊秀俊） 小野地国保年金課長、答弁願います。

○国保年金課長（小野地淳司） ちょっと私今、税に関してはですね、資料持ち合わせてございませんので、いずれ国保税については、収納の関係でございますので、税務課で把握しているという状況になっておりますので、もし必要でありますと、今現在のといえますか、税務課で捉まえている数字の前年度の比較という表をいただいて、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

○委員（本間輝男） そこまでいい。いいです。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、陳情第37号、「原子力発電所の廃止・再生可能エネルギー

一による発電の推進を国に求めることについて」を議題といたします。本陳情に関し、当局より参考意見がありましたらお願いします。平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 大震災による福島第1原発事故により、少なからぬ危惧や不安を生じているのはご承知の通りです。原発の事故対策を強化するとともに、本陳情のとおり原子力に頼るエネルギー構造の転換、再生可能エネルギーの研究開発・普及を進めることは喫緊の課題となっています。原発につきましては、安全なエネルギーが望ましいことは、いうまでもありませんが、我が国の電力供給量の29.2%が原子力で賄われており、直ちに廃止した場合は、日常生活や事業活動への影響が懸念される所です。10月3日には、内閣府にあります国家戦略室において、今後の原発のあり方について、国民的議論が必要であるとの見方が示されており、来年夏を目処に戦略をとりまとめることになっています。また、太陽光、風力、水力などを用いた再生可能エネルギーの発電推進につきましては、8月26日に再生可能エネルギー特別措置法が成立し、今後買取価格や買取期間が設定され、来年7月から開始予定とされており、今後の普及拡大が期待されます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。本件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

---

午前10時13分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き再開します。これより採決いたします。本件は、採択と決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） ただいま、陳情第37号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。事務局から意見書案を配付させます。（事務局、意見書案を配付）

ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただ今お配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、陳情第42号、「年金受給資格期間を10年に短縮することを求めることについて」を議題といたします。本陳情に関し、当局より参考意見がありましたらお願いします。小野地国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 年金受給資格期間を10年に短縮することとこの陳情でございます。現在日本におきましては公的年金、いわゆる国民年金、厚生年金、共済年金を受給するために、原則として各年金制度通算して25年以上加入しなければ年金がもらえないという仕組みになってございます。通常20歳から60歳までですので、40年間の内25年以上という仕組みになってございます。国では社会保障審議会年金部会におきまして、この受給資格期間の見直しが重要なテーマということで話し合いが行われております。審議会の議論に出ていた受給資格期間短縮についての肯定的な意見と否定的な意見を述べてみますと、25年の短縮について肯定的な意見としては、無年金者対策として25年を短縮すべきだと、それから保険料掛け捨ての影響が大きいと、要するに25年未満ですと保険料は掛け捨てになりますので、その影響が大きいということで短縮すべきだと、それから諸外国の年金制度に比べて日本は受給資格期間が長いと、ちなみにアメリカは10年、ドイツが5年、フランス・イギリスについてはこの期間がないという、お隣韓国では5年というような諸外国の年金制度になっておるようであります。逆に25年の短縮について否定的な意見としては、日本の年金制度には任意加入あるいは免除制度があると、それから25年の受給資格期間は一定の年金額を補償するという、最低保障機能を持っている、いわゆる短縮期間によって低額年金者を増やしてしまう事になるというような意見があるようでございます。ちなみに国では社

会保障審議会年金部会においてこのテーマで話し合いが現在行われているということでございます。以上でございます。

- 委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。本件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

---

午前10時19分 再開

- 委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き会議を再開します。ご意見ご質問等をお願いします。はい、本間委員。

- 委員（本間輝男） この願意については特段わかりにくいような感じがしますが、私は、まじめに納めている方々の立場を考えると10年というのは果たして妥当かどうか、もう一つは、今政府がこの案件について十分検討して、国会に出そうとしているときに、今軽率に1市町村がどうのこうのという立場にあるのかどうかを含めて、3つ目は、これは社会全体で考えていく時期なので、相当吟味しないとだめだというような感じ受けます。願意は妥当だと思うけれども、敢えて意見書出すほどではないというのが私の意見です。

- 委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、佐藤委員。

- 委員（佐藤文子） 先進諸外国では5年、10年あるいは非常に年金を納めている年数が特別無くとも最低保障がされているというような場所もあるわけで、こういった先進国になれば日本は十分に、この10年というふうな、短縮をして、年金が多くの方々に支給されるような制度に改善させるのは当然のことではないかというふうに私は思いますので、是非こういう改善の方向に向け、意見書を出してやるべきだというふうに私は思います。

- 委員長（渡邊秀俊） はい、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） それでは暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

---

午前10時24分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。これより挙手により採決いたします。本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。（6人中挙手1人）賛成少数であります。よって、本件は不採択とすべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、陳情第43号、「無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分33,000円の支給を求めることについて」を議題といたします。本陳情に関し、当局より参考意見がありましたら願います。小野地国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 陳情の内容ですが、最低補償年金制度実現までの救済策ということで、基礎年金の国庫負担分である33,000円相当額を無年金者や33,000円に満たない低年金者に支援する措置を求めるということでもあります。この金額というのは、どういう形で出てきているのかということなんですが、国民年金の基礎年金の、老齢年金部分、40年間納めますと現在年額で788,900円になっております。これが昨年度までですが792,100円ということで、5年ぶりの年金の引き下げということになっております。3,200円年額引き下げになっておりますが、前年度の792,100円を月額割りにしますと、66,008円になります。結局この二分の一が国の補助だという考え方に基きますと33,000円が、国の補助金が入っているよということで、その部分でというような要望事項になっているようであります。老齢基礎年金の受給資格を得るためには、25年以上の加入期間が必要とされて、加入期間は実際に保険料を払った期間と免除を受けた期間、免除は支給額二分の一となりますが、合算して計算されます。満額を受給するためには、40年間の加入が必要であり、満たしていない場合はその期間に応じて減額になるということです。無年金者は、需給に必要な期間分の保険料を納付しないことにより発生するということでもあります。要望の無年金者・低所得者については、加入期間等にかかわらず、国の負担金部分は支給してほしいという要望内容になっているということでもあります。一昨昨日の、ちょっとニュースあったわけですが、予算編成のこの年金の国庫負担分、二分の一の部分ですが、今現在国で焦点になっております。基礎年金の国の負担分を二分の一に維持するための経費が、2兆6千億かかっているわけですが、これをどう扱うかが国の焦点の1つに浮上しております。将来の消費税率の引き上げ分を充てることを目的に発行する赤字国債、いわゆるつなぎ国債によって財源を確保すべきだという厚生労働省の考え方に対しまして、財務省については消費税率の引き上げをめぐる政府与党内の議論が、予算編成の前

に決着する見通しが立っていない以上、つなぎ国債の発行は難しいということで、国においてもこの二分の一が確保できるかできないかということで、非常に焦点になっているということでもあります。昨年まで財源としてきました特別会計の積立金、いわゆる埋蔵金の確保でこの年金制度を補っておりましたが、この確保も来年度以降非常に難しい状況の中で、この調整が非常に難航しているという状況になっているということでもあります。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。本件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

---

午前10時35分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。本件に関しご意見ありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この陳情の理由の内容に大変賛成でありますので、是非採択をお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） これより挙手により採決いたします。本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。（6人中挙手1人）賛成少数であります。よって、本件は不採択とすべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、「第9次大仙市交通安全計画について」を議題といたします。説明をお願いいたします。平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） それでは、第9次大仙市交通安全計画についてご説明いたします。本計画は、平成23年11月11日市長を会長として11名の委員による交通安全対策会議を開催し、平成23年度から平成27年度までの5カ年間の計画である第9次大仙市交通安全計画を策定させて頂きましたので、報告いたします。

この計画は、交通安全対策基本法に基づき、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めるものであります。計画の作成にあたり、A3版の第9次大仙市交通安全計画の体系図をご覧ください。この体系図は、「交

通事故のない安全・安心なまち大仙市」を目指して、・少子高齢社会への対応・歩行者の安全確保・市民自らの意識改革の3つの視点に立ち、1. 道路交通環境の整備2. 交通安全思想の普及徹底3. 車両の安全性の確保4. 道路交通秩序の維持5. 救助・救急活動の充実6. 交通事故被害者支援の推進、以上の6つの柱の基に「道路交通の安全についての対策」を進めるとともに「踏切道における交通の安全」の対策を進めたいと考えております。

次にA3版の主な変更点について記載している表をご覧ください。この表は、第8次大仙市交通安全計画と第9次の変更点について現した表となりますので、第9次大仙市交通安全計画と併せてご覧ください。それでは、計画（案）をご覧ください。はじめに1ページ目をお願いいたします。こちらは、第1章の「道路交通の安全についての目標」を記載しております。はじめに第1節「道路交通の事故の状況と今後の見通し」といたしまして、1「道路交通事故の現状」として、当市における道路交通における近年の死亡者数や事故発生件数について、触れております。また、中段に示してありますが、近年の交通死亡事故の特徴は、①高齢者の事故件数に対する死亡率が高いこと。②前方不注意、一時不停止、動静不注意による割合が高いこと。③飲酒運転による死者のないこと。を挙げております。

2、といたしまして「道路交通を取り巻く状況及び道路交通事故の見通し」を掲げております。第2節では、第9次大仙市交通安全計画における目標について述べております。1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第9次秋田県交通安全計画における目標では、平成27年までの交通事故死者数を平成22年の死者60人の33%減の40人以下とし、交通事故死傷者数3,000人以下としているが、大仙市としては、22年の死者数が21年よりも減少したこと、ここ5年間の死亡者数を考え併せて、22年の死者数6人を基準として33%減の4人以下、交通事故死傷者数は、平成22年を基準として、県の目標を参酌の上、大変厳しい数字ではあるが、253人を目標するものであります。

続きまして、第2章「道路交通の安全についての対策」第1節「今後の道路交通安全対策を考える視点」についてであります。先ほど体系図で説明をいたしました「交通事故のない安全・安心なまち 大仙市」を加え、3つの視点6つの柱にもとづき記載しております。3ページ目をご覧ください。柱の1.「道路交通環境の整備」としまして、第2節では「講じようとする施策」の大綱を示しており、(1)では、「人優先の安全・

安心な歩行空間の整備」について記述しており、(2)では「道路新設時等の交通安全施策」(3)では「円滑・快適で安全な道路交通環境の整備」について、記述しております。5ページ目をご覧ください。(4)災害に備えた道路交通環境整備では、では、災害発生時に避難場所となる「道の駅」を防災拠点としての活用を掲げております。以上、ハード面の整備に向けての取組みを記載しております。

つづきまして、柱の2「交通安全思想の普及徹底」であります。6ページをご覧ください。「段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」といたしまして、ここでは、自他の生命尊重理念のもとに、交通社会の一員としての責任と自覚をもった良き社会人を育成することを基本方針として、各年齢段階に応じた生涯にわたる交通安全教育の機会を確保し、交通安全意識の高揚を図り、家庭・学校・職場・地域等で行われる教育相互の有機的な連携を図るとしてあります。6ページを、下段をご覧ください。高齢者については、加齢に伴う身体能力の変化が、歩行者及び運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに道路横断中に左から来る車と衝突するケースが多いことから歩行環境シミュレーターの活用することを記載しております。次に7ページ(2)では「交通安全に関する普及啓発活動の推進」イ. 自転車の安全利用の推進は、自転車安全利用5則に加え、最近話題となっているブレーキ装置の装備と併せて自転車の灯火の点灯や反射材の取り付けを盛り込んであります。8ページをご覧ください。エ. 視認性の高い服装の着用や反射材の普及促進では、薄暮時から夜間にかけての事故防止のため、明るい服装と反射材の普及を加えてあります。オ. 効果的な広報の実施では、平成21年から開催の大仙市交通安全推進集会について継続して実施していくことに触れてあります。カ. その他の普及啓発活動、1)では、高齢運転者マークの普及・活用。2)では自動車のライトの早めの点灯とライトの上向きを呼びかけるとともに、3)では、高齢者等の運転免許証の自主返納の促進を加えてあります。9ページをご覧ください。(3)交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進では、交通安全母の会や交通安全会などの育成強化などを記載しております。以上、啓発などを中心したソフト事業について記載しております。

次に柱の3「車両の安全性の確保」(1)自転車の安全性の確保では「自転車の点検整備の推進」において自転車の安全な利用を確保し自転車事故の防止を図るため、ブレーキ装置の装備を加えて記載しております。また、イ.「自転車の被視認性の向上」では、薄暮時から夜間にかけての交通事故防止を図るため、灯火の点灯の徹底と明るい服装の

着用、反射機材の普及促進を図ることとしております。10ページをご覧ください。柱の4.「道路交通秩序の維持」につきましては、(1)「交通指導の強化等」では歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに幹線道路における重大事故の防止に重点をおいて、指導を効果的に行う旨を記載しております。(2)では、「暴走族対策の強化」に触れております。11ページをご覧ください。柱の5.「救急・救助活動の充実」につきましては、(3)「ドクターヘリ運航の安全確保等」については、来年1月から稼働の県のドクターヘリ運行に合わせて、臨時着陸場の安全確保をはじめ、関係機関の連絡体制について述べております。

柱の6.では、「交通事故被害者支援の推進」に触れております。つづきまして、12ページ、第1節、踏切事故の状況ではここ平成18年から22年度までは踏切事故がなかったことを述べております。ここでは、(1)踏切道の立体交差化(2)交通規制の促進(3)踏切道の統廃合の促進(4)その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置の4つ施策の大綱を計画に盛り込んでおります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

- 委員長（渡邊秀俊） ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問等ありませんか。はい、高橋委員。
- 委員（高橋敏英） 1章2節か、死亡者数の目標、これ普通であれば0でねげ。最初から4人死ぬもんだと想定してやるんだ規制ってあるもんだげ。結果がこれであって、過去のデータとかそんなもの関係ねしべた。こういう規制をして0を目標にするのが基本であって、なして過去のデータで半分にすればいいとか、そういう人を目標としてよ、せば253人が事故を起こすと、そういう想定でやることだし、これ。死亡者は4人出るという想定でやるんだ交通規制だら止めたらいいべた。みんなどこだって全国よ、0目標にやってるんだしよ、これおかしいしよ。以上。
- 環境交通安全課長（平寛二） 私も0というふうに記載したいところでございますけれども、警察関係の方ではこれを抑止目標ということでこの範囲以内に収める、我々は更に0に近づけるよう努力するという意味の目標で、一般的な、これまで認めるという代物ではございませんで、現在発生している件数を更に縮めるということには変わりはありません。データの、大仙市における死亡者数、件数、交通事故について過去5年間、更にその前の5年間のお話を少し触れさせていただいて、ご了解いただければと思っております。大仙市における13年から17年までの5年間におきましては、53名

が亡くなってございます。平成18年から平成22年までは30名という事であります。ここで掲げました4名以内という、0にせよということでもありますけれども、これを更に私の方としては0にすべくがんばってまいりますけれども、その範囲内までがんばっていきたくて、こういう事でもあります。それから、交通事故件数につきましては、13年からの5年間につきましては、大仙市で2,421件発生しております。18年からは1,632件であります。約800件ほど減ってございます。それから傷者につきましては、13年からの5年間につきましては、3,061名、18年からの5年間につきましては2,090名ということで、ここにおいてもかなり減ってございます。車がある限り事故が発生し続けている状況もございまして、我々はこういうものを0にしたいという思いは変わりはありませんけれども、抑止目標、この範囲内に出来るだけ近づくように、更には0に近づけるようにがんばってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。なお、県の方でも60名のところを33%減らしまして、抑止目標を40名ということなんですけれども、今年今現在、54名が亡くなっているという悲しい状況もございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） だから何名でなくて何パーセント減でよくないですか。何人と書くからおかしくなってくるもの、そんけ死んでもいいということになっちゃうから、33%減にするというような表現だけでいいと思います。逆に何人死んでもいいとなればおかしくなっちゃうから、何%減という形の文章にした方が、正当性だと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

---

午前10時56分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。市民部長。

○市民部長（元吉峯夫） 今回の交通安全計画による目標値、の記述の件に関しては、どういう表記にするかというの、今頂いたご意見を一度預からせていただきまして、審議会に一応諮っておりますので、仮に修正するということになりましたと、一度手続き踏んでおりますので、その点も含めてちょっと、今の数値目標の表記について、私の方で預からせていただきたいと思います。そういうことでご了解をお願いいたします。

○委員（本間輝男） 時間ねとご申し訳ね。10ページのところ、道路交通秩序の維持のところについて、暴走族対策という用語が、行政用語として適当なのかどうかという事は検討しねかったしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、課長。

○環境交通安全課長（平寛二） これまでの計画並びに、また県の計画というとおしかり受けますけれども、暴走族対策という言葉がきっちり出ておりまして、それをそのまま踏襲させていただいておると、こういう事であります。なお、大仙市内には現在のところ暴走族はおらないと、こういう事は確認しております。

○委員（本間輝男） というのは、ここの場合は冬期間、まずそういう事態はねしべた。夏だけだしべ。それで、こういう暴走族対策という標題を前さ持ってくるんだったら安全に対する教育の推進強化だとか、この中でアとかイの中さ謳われているんだから、暴走族という表現そのものがなんか私はきついような気してだった。行政用語の中で、極端に言えば。課長、あんたの能力は高い人だから、認めるしべ、それで、県が踏襲するからと言うども、県は県なべでも、今高橋議員が言うとおりの、市は市としてここさ書いているというのは、大仙市交通安全対策会議だぎよ、なし、冬場誰暴走族なんてやる、我々ピンとこね中で、やっぱりこの2の標題を、安全に対する教育の推進強化とか、の中で、内輪の中で、ア・イの中で謳ってるんだからよ、そういう表現の方がむしろいいんでねかと、意味だった。あなたはそれでいいってばそれでえし。

○委員長（渡邊秀俊） はい、課長。

○環境交通安全課長（平寛二） ここにつきましては、もしも現れた場合の事ということで、言葉厳しいようですけれども、どうかそういうことをご理解賜りたいと思います。お願いします。（笑いあり）

○委員（本間輝男） いやいやいい表現だ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 9次の計画の、主な、8次までとの違いがどこにあるのかと、それからこれを実施するに当たっては、予算を伴うことですので、これまで相当、交通安全対策費というのは年々こう、減ってきているという認識も持っているわけですけれども、実際、これは5年分の計画ですけれども、実施に当たって予算的には何%くらい増額しなければ、見通しについてはどのようにお考えなのかをお願いします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 今般の改正の主眼においておるところと申しますのは、過去の交通事故の状況、特に死亡事故の状況につきまして、分析いたしました。そうしますと、高齢者で歩行中の死亡事故が圧倒的に多いと、それから薄暮時から夜間にかけての死者が多いと、このような状況を改善するためには、視認性の向上ということで夜間、冬になると暗い服を着てゆっくり老人が歩くという状況を改善しなきゃならないという、そういう部分に結構力点を置いたという事がございます。それから、途中では、自転車の、東京都の方におきましてブレーキのない自転車という状況がございまして、東京都の方では既にその取締に乗り出しております。ただ、地方都市におきましては東京都の状況と違ひまして、歩道の状況も違ひますし、冬場における降雪という状況も違ひますので、秋田県警におきましては、まだそういう自転車対策というところまでは、まだ、地域事情も踏まえながら検討していくという、そういうことがございますけれども、ブレーキのない自転車についてはこれを厳しく、うちの方では取り締まりませんが、指導していくという形を加えてございます。道路交通環境、予算の関係の方でありますけれども、これは交通安全施設やら交通標識、注意喚起の標識等ございますけれども、安全施設につきましては建設部の方での予算配備となつてございますし、私の方では注意喚起看板とそれらについての予算となつてございますけれども、建設部、我々の方で相談しながらその充実に努めてまいりたいと考えてございますのでよろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ないようですので「第9次大仙市交通安全計画について」を終了いたします。

---

○委員長（渡邊秀俊） 以上をもちまして、市民部の審査は終了しました。総務部と入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

---

午前11時10分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き、会議を再開します。これより、総務部の議案等について審査いたします。なお、10月1日から議会基本条例が施行され、自由に委

員会の傍聴が出来ることに加え、委員会での発言は、議事録としてホームページに掲載されることとなります。つきましては、発言内容、及び提出資料等、誤りのないよう、よろしくお願いいたします。はじめに、老松総務部長より、ご挨拶をお願いいたします。

- 総務部長（老松博行） 総務民生常任委員会の委員の皆様には昨日までの本会議に引き続き、本日から委員会審査、よろしくお願い申し上げます。当委員会に審査付託となりました案件につきましては、総務部関係では条例案3件、補正予算案1件ということで、合計4件であります。各案件につきまして、丁寧にご説明申し上げますのでよろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。
- 

- 委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。説明は、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、簡潔にお願いします。なお、説明は、座ったままで結構です。

はじめに、議案第224号、「大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤税務課長。

- 税務課長（佐藤哲男） 資料No.1、3ページをお願いいたします。議案第224号大仙市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次のページをお願いいたします。大仙市税条例の一部を次のように改正するとしてございます。改正としましては、附則に1条を加えるとしておりますが、条文の朗読につきましては割愛させていただき内容についてご説明をさせていただきます。

市内の温泉施設については、灯油価格の高騰等に伴う経営負担の軽減により平成20年4月1日から平成22年3月31日まで、また、経済情勢の悪化などに伴う経営負担の軽減により平成22年4月1日から平成24年3月31日まで、それぞれ日帰りの場合における入湯税の税率を減じておりますが、東日本大震災の発生や長引く経済不況により依然として経営が圧迫されている状況から、日帰り入湯客の入湯税の税率を引き続き50円とし、宿泊を伴う入湯行為に対する税率は現行の150円とするものでございます。なお、施行の日は平成24年4月1日とし、期間については平成26年3月31日までの2年間とするものでございます。以上、議案第224号についてご説明申し上げます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(渡邊秀俊) 次に、議案第225号、「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。進藤総務部次長。

○総務部次長(進藤雅彦) 議案第225号、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。議案書の5ページと6ページになります。本案は、行政改革懇談会の名称を、行政改革推進会議に変更したことに伴いまして、委員の名称も行政改革懇談会委員から行政改革推進会議の委員に変更するものでございまして、公布の日から施行することとしております。

以上、ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○委員長(渡邊秀俊) 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第232号、「大仙市空き家等の適正管理に関する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。郡山総合防災課長。

○総合防災課長（郡山茂樹） 同じく資料1、21ページ、をお願いいたします。議案第232号大仙市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてであります。本条例の「必要性」や「仕組み」の詳細につきましては、先般11月18日の委員会「所管事務調査」におきまして、丁寧に説明申し上げましたところであります。従いまして、本委員会におきましては、条文の朗読は、割愛させていただきまして、重要箇所だけに絞り、補足説明をさせて戴きたいと思っております。

1条（目的） この条例は、何のための条例かを明確にしたもので、事故防止、犯罪・火災の未然防止が目標であり、市民の安全で安心な生活を実現することを究極の目的としております。2条（定義） 空き家とは、危険な状態とは、何なのか、そして管理責任がある者を定義したものであります。3条（民事による解決との関係） 事案の性質上、どんな場合も当事者間または民対民による解決を最優先という趣旨であります。

次のページをお願いします。5条（情報提供） ここは、市民の方々にお願いすることです。6条（実態調査） 及び7条（立入調査） ここからが、行政としての対策手順になります。空き家の有無や状態の調査、聞き取り等を行い、6条の実態調査だけでは、危険な状態について判断が困難な場合、必要な場所に身分証明書を提示して立入調査をすることができることとしております。8条（助言又は指導） 9条（勧告） につきましては、所有者等に対する行政指導を明確にしたものであります。助言や指導のほか、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることとしております。10条（助成） につきましては、8～9条の行政指導に従い解体・撤去等の措置を講じる者に対して補助金を交付することができる旨を規定し、対策の実効性を高めようとするものであります。なお、助成対象者の資格要件、いわゆる所得制限や助成金の限度額等については条例施行規則において定めることとしており、現在その詳細について検討中であります。11条（公表） につきましては、9条の勧告に従わず、期限までに措置を講じない場合に、その「氏名」「住所」「空き家等の所在や種別」「勧告の内容」等を公表することができることとし、対策の実効性を高めようとするもので、先進事例においては一定の効果をあげております。

次のページをお願いします。 12条（命令）につきましては、9条の勧告に従わず、期限までに措置を講じない場合に、その緊急度などに応じて、行政処分として措置を命令することができることとするものであります。なお、11条の公表との関係につきましては、同時並行で行うことも公表せずに命令することもできることとして、事案の状況に応じて対応することとしております。13条（代執行）につきましては、最終的な手段として「市が代執行までやりますよ」という強い意思表示でありますので、あえて条文化しております。また、代執行に当たっては、前条の措置命令をしていることが前提となります。14条（関係機関との連携）につきましては、必要に応じ、警察・消防等の関係機関と緊密な連携をとる旨を定めたものであります。15条（委任）につきましては、この条例の施行に関する実施の基準、具体的な手続きや様式などについては規則で定めることを付加したものであります。

以上で、議案第232号についての説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第240号、「平成23年度大仙市一般会計補正予算（第11号）」の内、総務部関係についてを議題といたします。所管する補正予算について、説明をお願いします。はじめに、佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤哲男） 資料No.2-1、平成23年度補正予算（案）12月補正、主な事業の説明書によりご説明いたします。1ページをお願いいたします。大事業名市

税還付金としておりますが、過年度分の過誤納税額の還付に関する経費につきまして不足が見込まれることから、3,789千円を補正しようとするものです。主な事業の概要にも記載しておりますが、一つめの理由としましては遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとする最高裁の判決（平成22年7月6日）を受けたことに伴い、保険年金の税務上の取扱が変更となっております。これにより、所得額が減額となり、これに伴い個人住民税についても減額となることから還付金が生じたものでございます。また、地方税法により還付の請求権は5年を経過したときは消滅するとされておりますが、この度、過去5年を超える納税部分については「大仙市個人市県民税・国民健康保険税特別返還金交付要綱」を制定し、平成12年分以後の保険年金にかかる所得を有することによる市県民税についても、支給しようとするもので、対象者が9名、平成13年度分から平成18年度分までの総額1,178千円としております。

次に二つめとしましては法人市民税について、震災後の社会情勢により大手企業等の経営状況の悪化に伴い、前年度予定納税額よりも確定申告額が減少したことから還付金が想定よりも多く発生し、今後の還付金の支払いに不足の生じることが予想されることから、今後の所要額を4,845千円と見込み、現在の予算残額と先ほどの還付金を考慮し、3,789千円を補正しようとするものです。以上ご説明申し上げます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、舛屋管財課長。

○管財課長（舛屋博之） それでは、管財課で所管する歳出予算につきまして、ご説明いたします。事業説明書の1ページをご覧ください。事業名は、車両運行経費でございます。補正額は、3,122千円となっております。今回の補正は、公用車の燃料費及び修繕料等に係る経費の補正であります。補正の主な理由としては、東日本大震災による被災地への様々な支援活動 や事務調整のため、バス等の公用車の運行が増えたことやガソリン単価が上昇したなどから、燃料費について補正するものであります。また、本年7月に座間市から中型バスを譲り受けたことにより、維持管理等に係る修繕料やスタッドレスタイヤ等の消耗品の購入により、それぞれ予算が不足したため、補正をするものであります。本庁及び支所別の補正額につきましては、下記のとおりとなっております。以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、郡山総合防災課長。

○総合防災課長（郡山茂樹） はじめに、歳入についてご説明申し上げます。資料2の予算書12ページ、をお願いします。一番下の5項目3款 民生寄附金としまして、40万8千円の財源振替であります。詳細につきましては、別途配布してありますA4、1枚の資料「大仙市への寄付金について」により、ご説明させていただきます。5月下旬から現在まで「市の被災地・被災者支援に充ててほしい」という趣旨で合計15件、トータル：403万8千57円の寄付金をいただいております。報告状況の欄で説明しますと、6月定例議会以降、順次報告させていただいておりますが、今回につきましては、No11～15の5件であります。内訳は、ゆきんこカード事務局様が3件、8万8千561円、国際ロータリー第2540地区様から30万円、中仙民謡研究会様から2万円、合計40万8千円の寄附であります。この寄附金については、その趣旨に添い、東日本大震災被災地・被災者支援事業の財源に振り替えさせていただきます。

つづきまして、資料2-1事業説明書、をお願いいたします。事業数は、P2～P3の2件とございます。それでは、P2から説明させていただきます。事業名、消防団管理運営費であります。補正額は、99万3千円でございます。事業目的としましては、新規に入団する団員用の活動服や制服などを給貸与する被服を購入する経費を補正するものであります。事業概要ですが、①当初、入団見込み数を48人として設定し、当初予算計上しておりましたが、今、現在の不足分と今後の見込み計10名分の活動服代としまして32,550円×10名＝32万5千500円②当初不足してました4名の団員用としまして、32,550円×4名＝13万200円③新旧分団長交代に伴う甲種制服一式としまして15万2千248円④女性消防団員用のブラウスと革靴一式に、19万273円⑤小型ポンプ操法大会用のぼり旗一式に、19万4千565円、トータル補正額としまして、99万2千786円であります。財源内訳としまして、東京の全国消防団員等公務災害補償等共済基金から消防団員安全装備品整備等助成事業としまして、74万4千円の助成があります。一般財源としまして、残りの24万9千円。

つづきまして、右のページ、3ページを お願いいたします。事業名、空き家等対策費であります。補正額269万7千円、事業目的としましては、空き家対策としまして新規に市内全域の空き家状況を地図に落としデータ化するとともに各空き家毎のカルテを作り、各地域ごとにリストを整理し、最後には「空き家台帳」を作成するものであります。この一連のシステムの導入に係る経費を補正するのであります。事業概要ですが、

システム名「大仙市空き家等防災管理システム」としまして255万円、町内会及び自主防災組織等への郵便通信料14万7千円、これらの導入全額としまして補正額の269万7千円であります。以上で、説明を終わりますが、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 税務課の方の、市税還付金の要綱をつくって、平成12年以降の還付金をするということにしたようでありますけれども、そうしますと、修正申告も10年前に渡る修正申告も可能になるということでしょうか。まずそれ一点。

○委員長（渡邊秀俊） はい、税務課長。

○税務課長（佐藤哲男） うちの方でも調査して、対象者把握しておりますので、その方に通知を差上げた際には、うちの方で資料のあるものについてはそれらを修正するという形で、今佐藤委員がおっしゃられたような形で13年以降ですか、の申告分について修正し還付しようとするものでございます。

○委員（佐藤文子） 市民にとっては非常にいい形だということですよ。

（「はい」のこえあり）

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 予算書10ページ、繰越金についてちょっとお聞きします。今回の26年度以降の財政見通しについての、非常にいい表が出まして、財政課の方々には大変ご難儀かけましたことを先ず喜びたいと思います。難儀かけました。評価します。質問の第1点は、繰越金3,767万3千円上がっているんだけど、これ22年の繰越金だと思うけれども、後なんぼ出るしか。それが第1点。

第二点は、前年度繰越を3月補正でも出ると思うんだけど、私基本的には、年度途中でも基金の積立に積み増ししていくのが本来だという考え方をしている人間として、繰越金をきちんとした額が確定する前であっても、財政当局としては基金積み立てするような考え方が、年度途中であってもやるような意思があるのか、ないか。それからもう一つ、この問題については、除雪費との絡みがあってなかなか確定できないというのが本音だと思うんし。それわかるんし。そういうものを含めて年度途中の積立をする意思があるのかどうか第二点。

第三点としては、交付税の今後の見通し、ほぼ90近い数字が出てるとは思いますが、

特交5%も含めて、交付税の見通しはどうかということをお財政課長に伺います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、財政課長。

○財政課長（佐藤芳彦） 一番最初のご質問の件ですけれども、前年度繰越金の関係であります。22年度から23年度に繰り越されます実質収支額は、7億9,200万円余りとなっております。繰越金につきましてはその年度の補正の財源として使わせていただいておりますので、今回12月定例議会に今回3,700万円補正計上しております。今までも補正計上しておりますので、現在予算を留保している額については、6,600万円余りとなっております。この留保しているものの内から最終的には基金に積み増しにいくらかの財源を考えております。

二つ目の質問の関係ですけれども、基金の積立について3月補正でなくても出来るのではないかというご質問だと思いますけれども、1年間の財政運営の中で財政調整基金の積立等につきましては、考えながら実施しております。議員からご質問のありました件につきましても、これまでは当初予算でいくらか、それから1年間の財政運営を見ながら3月補正でいくらかという形で基金の積立をしております。ただ議員のおっしゃったように、前年度の決算が決まりますと、ある程度実質収支額、普通交付税の額等々決まってまいりますので、そういったことも念頭に置きながら1年間の財政運営において財源の準備が出来ると判断したときには、議員おっしゃったとおり、年度途中でも出来るものについては基金への積み増しも考えてまいりたいというふうに思います。

それから除雪経費の関係でしたけれども、除雪経費に関しましては当初予算とそれから9月定例で予算計上いたしております。で、除雪経費に関しては普通交付税で算定される額と、それから平年ベースを上回る除雪経費につきましては特別交付税で算定されております。それから除雪経費の額も、例えば22年度は11億円という最も合併してから大きな額でしたけれども、一番少ない額のときも4億5千万円程度と、もの凄いの、その年によって開きがありますので、平年ベースを超えるものについては特別交付税等で不足分を財源的には補填してまいりたいというふうに考えております。

それから最後のご質問いただきました特別交付税の今年度の、どの位の額がもらえるかという事ですけれども、実は、特別交付税につきましては例年3月中旬が最終決定になります。私ども直接まいりませんが、県の職員が10月に総務省でヒアリングを行っております。例年ですと、この時に国からガイドラインが示されます。例えば△5%であるとか、△10%であるとかというガイドラインが示されますけれども、

今年は大東日本震災という影響がありまして、全体的なガイドラインが示されておられない状況であります。そういったことで、予測することが非常に難しい状況だというふうに思いますけれども、それから除雪経費の関係と、いろいろありますけれども、先ず大仙市としては要望額といたしまして前年度並みに現在要望いたしております。ちなみに、22年度の決定額は17億6千万円という額が22年度の決定額でございます。当面、一番最初のヒアリングのときには前年度の額を基礎額として要望いたしております。そういうふうな関係で、23年度がどの位なるかということとはちょっと今、きちっとわからない状況ですけれども、要望としては今後の除雪経費の動向等も踏まえて22年度並みの17億円を今要望しているところでございます。以上であります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ありがとうございます。次に総務部次長に伺います。ページ4ページ、債務負担行為の補正についてちょっと、触りだけ聞きますので、簡潔で結構です。先ず第1点、従来から総務の契約の相手方が、現課、担当部署で契約するという方向になったことは非常に良かったなと思っております。その点についてはお聞きしません。第2点、積算のヒアリングとか検討する段階で総務がもちろん立ち会うと思うし、そのヒアリング内容というのはどういうふうな形で、どういう形で検証しながら契約の相手方と話しているのか、そこら辺が指定管理ということで非常に、市役所の中で今流行言葉みたいな形で進んでいますが、実際的に児童家庭課なんかは直営に直しているようなところもあったりして、やはり指定管理に関してきちんと検証していかないと大事な時期だなという私の考え方で、敢えてヒアリングなり検証なり、そういうものをどういうふうな形で今までやっているのか、経過措置を先ずお願いします。第2点目は、契約期間の3年、5年という期間は、どういう形で検証しているのか、というのは、これ公募とか非公募の流れもあると思うので、その点について応えていただきたいと、それからもう一つは契約を打ち切るとか、契約を継続する段階において、やはり調書をきちんと取る、年次ごとに、四半期ごとに取るのか、やはり指定管理である以上、公金を使っていく以上は、非公募の場合は特に需用費でほとんど賄われている流れの中で、やはり検証していかないと、内部的には留保基金とか繰越財源を残しているようなことではやっぱりいけないという考え方からすると、そういう、1年の中で年次を組んで四半期ごとになりそういう形で検証しているのかどうか、ということは、調書なり、そういうものをきちんと取っているかどうかを先ず確認したいと思っておりますので、質問としてちょっ

ととりとめのない3点でございますが、よろしく申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 総務部次長。

○総務部次長（進藤雅彦） それでは指定管理関係の質問についてでございますけれども最初に所管課にて指定管理者制度導入することについて十分な検討を行っているか、その経緯についてということなんですけど、総務課といたしましては、公募となる施設所管への制度の説明会、最初に行っております。各担当課を集めましてその内容について説明しております。その後所管課と総務課において、この施設については指定管理が相当な施設かどうかということ、担当課と総務課においていろいろ検討いたします。その指定の内容について、その後担当課で調書を作ってきますけど、その調書の内容につきまして更にヒアリングを行っております。それに基づきまして所管課におきまして募集要項を作成いたしまして募集に入ることになっております。指定管理につきましては、施設の利用実態等を勘案いたしまして、民間で運営した方が有利と思われる施設につきましては、出来るだけ指定管理制度を導入することにしておりまして、導入に当たりましては指定管理者選定委員会、そのできました募集要項、あるいはこの施設を指定管理にしたいという事を始めに指定管理選定委員会において十分審議していただいております。その結果に基づきまして募集要項等を作成いたしまして募集しているわけでございます。それから、指定管理の契約期間ということでございますけれども、概ね契約期間につきましては、基本は5年としております。ただ、新規に指定する施設につきましては、状況が把握できないといいますか、新規にちょっと不安もあるということで2年から3年の期間で指定しております。その結果が良ければその後は5年という期間で指定してございます。それから、指定管理の方法、改善の検証はしているかということでございますけれども、22年度までは年1回、指定管理者全部の施設について評価表を担当課から出していただきまして評価しておりました。この内容につきましては利用者のアンケートの結果、利用者の声も参考にし、あるいは利用者の増加とか、利用者の伸びとか、そういうのも勘案した、調査表を作っております、それで評価していただいております。23年度からは年1回ではその次の年になんか問題点あった場合すぐ対応できないということもございまして、今年度からは半年、9月終わった段階で1回検証してます。その結果、なんか問題点あった場合は残りの半年で改善できるものについては改善いたしまして、翌年度に備えるということにしております。以上でございます。

- 委員長（渡邊秀俊） もう一点、指定管理解かれた場合の措置。
- 委員（本間輝男） えし。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 大体わかったし、で、最後に一点だけ、結局業者さんなり、非業者さんなりの要望をそのまま予算書に上げているということはねな。というのは、指定管理の限度額、何千円単位で上がってくるということは、恐らく業者さん、非業者さん、集落会館でもいいしでも、そういうところから上がってきたと、ストレートに100%出しているということはねな。まずそれ第1点、それと、内部留保資金はないという考え方でいいしな。
- 総務部次長（進藤雅彦） 指定管理料につきましては、過去3年間くらいの直営でやっている場合、過去3年間くらいの経費を出しまして、それに例えば95%を掛けた額を基準額として出しています。その額につきましては、財政課と協議いたしまして、確定しております。その基準額を基に募集要項に出しますので、応募する団体につきましては、その基準額を基にしまして出してきました。現在までその基準額を超えて応募してきた企業について指定されたケースはございません。内部留保ですけど、会社等につきましてはある程度利益出すということもありますので、それは若干利益あると思います。ただ町内会とかでやっている施設につきましては、経常経費、電気料とかガス水道だけの指定管理料となっておりますので内部留保はないと考えております。
- 委員（本間輝男） 以上、終わります。
- 委員長（渡邊秀俊） 他に、はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 防災課長さんにお尋ねします。空き家対策費なんですけれども、新しい条例に基づいて、臨時職員雇用をしながら空き家の一斉調査に入るというふうなことのようにすけれども、実際問題、非常に、市民の財産に直接、実態を調査市に入るわけですので、条例上にある、いわゆる危険家屋というふうに捉えている、恐れがあるとか、鼠が入ったりする恐れがある、倒壊する恐れがある、これは表現上あくまでも、相当の主観が伴う条文でありますので、実際この、臨時雇用として調査に入る作業員の方々が、何をもって危険家屋というふうに判断するのか、判断の基準となるもの、そういったものなんかはきちっと示されるものなのではないでしょうか。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、総合防災課長。
- 総合防災課長（郡山茂樹） まず、臨時雇用する職員が、空き家パトロールあるいは積

雪のパトロールするわけですが、彼らが危険度と緊急性を判断するわけではございません。全て災害時応急危険度判定士を持っている、資格を持っている建設部、あるいは契約検査課の参事等をお願いして出動してもらい、総合防災課の職員も、その空き家の状態あるいは近隣の地域の方々の意見も聴取しながら確認するわけで、その臨時雇用する職員が判断するわけではございません。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 作業員の仕事の内容についてはわかりました。いずれ行政の責任で危険度等をきちっと判断するシステムを持っているということですね。わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより議案第240号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、陳情第34号、「地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関することについて」を議題といたします。

本陳情に関し、当局より参考意見がありましたらお願いします。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤芳彦） 特にありません。

○委員長（渡邊秀俊） 本件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。

○委員（佐藤文子） 賛成です。

○委員長（渡邊秀俊） よろしいですか。

○委員長（渡邊秀俊） これより採決いたします。本件は、採択と決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） ただいま、陳情第34号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。事務局から意見書案を配付させます。（事務局、意見書案を配付）

○委員長（渡邊秀俊） ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただ今お配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、陳情第36号、「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないことを国に求めることについて」を議題といたします。本陳情に関し、当局より参考意見がありましたらお願いします。佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤哲男） 特にございませぬ。

○委員長（渡邊秀俊） 本件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 社会保障と税の一体改革というふうな名前で消費税が増税されようとしているのはご承知のとおりですけれども、消費税増税で、一方では減税、大企業資産家の減税が進められ、社会保障財源に決して回ってこないというふうなことが実際問題としてあります。そういうふうな意味で陳情項目にあるこの文面については全くそのとおりのことだと思っておりますので、是非採択していただきたいと思っております。

○委員長（渡邊秀俊） 他にありませんか。暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

---

午後0時01分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。本件について意見を求めます。

○委員（本間輝男） 継続。

○委員長（渡邊秀俊） 本件については、継続審査を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。本件は、継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。（6人中挙手5人）賛成多数であります。よって、本件は継続審査とすべきものと決しました。

以上をもちまして、総務部関係の審査は終了しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件についてお諮りいたします。所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○委員長（渡邊秀俊） 以上で、当委員会の審査日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

午後0時02分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成24年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊